

第 9 2 号議案

足立区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の分限に関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 3 7 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の
1 項を加える。

- 2 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する前項の
規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは
「法第 2 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める
任期の範囲内」と、「3 年に満たない場合」とあるのは「法第 2 2 条
の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たな
い場合」とする。

第 6 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」の次に「（同条第 2 項の規定により
読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第 3 項」を「第 4 項」
に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条
例案を提出いたします。